

令和7年 第10回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和7年10月24日(金) 9時55分  
場 所 南庁舎2階 会議室3

○提出議題(23件)

- 高農議第21号 農業委員会の委員の補充について(1)  
高農議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(4)  
高農議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)  
報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(4)  
報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(3)  
報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(8)  
報告第32号 農地の使用貸借の解約通知のこと(2)

○出席委員(12名)

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 大濱 正則 | 2番  | 北野 保夫  |
| 3番  | 本庄 捨伸 | 4番  | 北野 益生  |
| 5番  | 前橋 瑞紀 |     |        |
| 7番  | 北原 知子 | 8番  | 駒井 隆彦  |
| 9番  | 長谷川 巧 | 10番 | 松本 慶一  |
|     |       | 12番 | 芦谷 博務  |
| 13番 | 杉田 住夫 | 14番 | 宮下 多恵子 |

○欠席委員(1名)

|     |        |
|-----|--------|
| 11番 | 松本 眞実子 |
|-----|--------|

○出席事務局職員(3名)

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 事務局 | 事務局長 | 西田 幸生 |
| 〃   | 主幹   | 鵜鷹 一成 |
| 〃   | 事務吏員 | 加嶋 良輝 |

○出席市長部局(1名)

|       |    |       |
|-------|----|-------|
| 産業振興課 | 係長 | 尾塩 昌昭 |
|-------|----|-------|

## 議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第10回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は1名欠席しておりますが、過半数に達しておりますので、総会は成立しております。
- 本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第21号～23号の6件、報告第29号～32号の17件、併せて23件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第10回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により  
10番 松本 慶一委員、及び 12番 芦谷委員よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づき進めてまいります。
- 高農議第21号「高砂市農業委員会の委員の補充について」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第21号は、高砂市農業委員会の委員の補充についてでございます。  
(高農議第21号を説明)
- 議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 本案のとおり、高砂市長に農業委員の欠員補充を要請しないこととします。  
続きまして、高農議第22号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第22号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請審議で、4件ございます。  
(高農議第22号 1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■番

10月22日の小委員会にて現地を確認したところ、現在、水稻を作付されており、稲刈はまだ終わっていない状況でした。今後も譲受人（借人）兄弟2名と譲渡人（貸人）の父親と引き続き水稻を作付する計画となっているため、問題はないと思います。その他については、事務局の説明通りで問題ありません。以上の内容から、小委員会では承認しました。

事務局

補足で説明します。議案書P.7「報告第32号農地の使用貸借の解約通知のこと」申請番号2番をお願いします。この農地は元々貸付人の父親と借受人次男で使用貸借が結ばれていましたが、令和7年10月24日に解約通知の届出があり、今回あらためて貸付人父親と借受人長男（持分2分の1）と次男（持分2分の1）の農地法第3条による使用貸借権の申請が提出されています。

元々は次男が農家住宅を建てるために農地法第3条申請をしていたが、今回長男が農家住宅を建てるので農家証明が必要であり、現在父親の持っている耕作できる農地を■番委員と一緒に確認した結果、一反以上がここしかないということで一度解約した上で、兄弟と一緒に耕作し、父親から農地を借りる申請をしました。ここから1年後、ちゃんと耕作をしていれば長男に耕作証明が出るという流れで、そのための手続きです。

議長

補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

（「異議なし」の声あり）

議長

異議の声がありませんので、高農議第22号申請番号1番は承認されました。続きまして、申請番号2番、3番を事務局説明願います。

事務局

（高農議第22号 2番、3番を読み上げる）

別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■番

10月15日に小委員会のメンバーで新設農家に関する聞き取り調査を実施しました。譲受人の農業経験はありませんが、営農計画書に記載の耕作者2名に農業経験がある方がいるため、問題なく耕作は出来るかと思えます。農機具は、友人からリース予定で加古川市にある農業倉庫から運ぶこととなりますが、譲受人は自動車屋をしており、農機具を運ぶ積載車を保有しております。申請番号2番、3番の農地は地番が■と■に分かれていますが、10月22日の小委員会で現地を確認したところ、今年度まで稲作をしていた耕作者が1

枚の農地として以前から使用していたので、きれいな1枚の田となっています。なお、申請番号2番の■■■■■は所有権移転、申請番号3番の■■■■■は、使用貸借権となっています。その他については、事務局の説明通りで問題ありません。以上の内容から、小委員会では承認しました。

議 長

補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■■■番

譲受人は名前だけですか。

事務局

譲受人の夫婦も一緒に耕作すると言っています。

■■■番

申請番号3番の■■■■■は田んぼを貸すのですか。

事務局

その通りです。

■■■番

現在も米を作っているのですか。

事務局

はい。その通りです。

■■■番

今まで耕作していた人が米作りをしていたのですか。

事務局

今年度まで耕作をしていた人が辞めることになって、申請番号2番の所有者が譲受人の奥さんの友人で米作りをしたいということで、今回譲渡すにあたって、田んぼが一枚ものなので、申請番号3番の譲渡人も一緒にしてほしいということで、所有権移転と使用貸借という形になっています。

議 長

他にご意見ご質問はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、高農議第22号申請番号2番、3番は承認されました。

事務局

申請番号1～3番については、地域計画内の農地なので、今回耕作者の変更で簡易な変更にあたるので、年度末にまとめて変更の手続きをとりますのでご了承ください。

■■■番

農地から農地であるのに地域計画の変更は必要ですか。

事務局

耕作者が変わるので簡易な変更となります。本来なら変更には6ヵ月かかりますが、簡易な変更なのでまとめて年度末にする形となります。

議長

続きまして、申請番号4番を事務局説明願います。

事務局

(高農議第22号 4番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

なお、地図の2ページ目22-4をお願いします。申請地の中に地区外となっている白い部分は、違う地番で別の所有者になっております。地目が雑種地33㎡となっており、所有者も異なりますが、畦などで申請地と分かれているわけはありません。譲受人には、地区外となっている土地は今回の申請に対する許可の対象外となることを伝えております。また、譲受人から、地区外の雑種地33㎡について、土地所有者と話をし、取得する方向で進めていると聞いています。

議長

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■番

この案件について、10月15日に小委員会のメンバーで新設農家に関する聞き取り調査を実施しました。譲受人と譲渡人は、遠い親戚関係にあり、譲渡人は遠方の加東市に住んでおり、長年地元の方に水稲作りを依頼していました。去年まで耕作していた人が耕作できないということで、今年は遊休農地となっています。譲受人の父は長年単身赴任で自宅裏の1.5反の農地を、議案書P.7の借受人に耕作を10年契約で委託していましたが、今回令和7年10月31日付で解約して、自分で水稲をすると聞いています。定年後は、近くの農地を100坪ほど借りて野菜を作ったりしていた。息子の譲受人が農業に興味があり、父と一緒に米作りをしてみたいとの考えがあり、父に手伝ってもらいながら米作りをすることになったと聞いています。譲渡人も土地の管理に困っており、譲受人に自分の田の耕作も一緒にしてほしいと頼んだところ、農地を購入した上で耕作することになったとのことでした。

農地の管理については、農会長である譲受人の父が中心となって家族5人で耕作を行いますが、最近トラクターを購入し、コンバイン、田植などは地元の知人に借りて耕作するが、機械が壊れた時は共同購入するようなことを言っています。倉庫も自宅裏に近々建設予定です。

また、南池地区は地域計画策定予定区域であり、南池の田んぼを残していきたい考えで、地元の有志4、5人で営農組合をつくり、高齢で耕作できない農地を守っていききたい、そういう気持で動かれています。

その他については、事務局の説明通りで問題ありません。以上の内容から、小委員会では承認しました。

議 長 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■ 番 申請地とその中にある地区外の雑種地 33㎡は、畦等で境界がないということですが、地区外の土地所有者は、水稻を作付することを了承しているのですか。

事務局 地区外の土地所有者と譲受人の父との間で話をを行い、了承をしてもらっていると聞いています。

■ 番 一枚の田となっているので、そこだけ耕作しないのはおかしいです。今までも申請地とその中にある地区外 33㎡を一緒に耕作しているのですか。

事務局 今までも一緒に耕作をしていたと思います。元々JRの鉄塔があったところで跡地が残り、所有者はわからず耕作をしていたのではないかと思います。

■ 番 一体で耕作したらいいでしょう。

事務局 譲受人と地区外の土地所有者の間で話は出来ています。

議 長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議の声がありませんので、高農議第22号申請番号4番は承認されました。続きまして、高農議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。  
事務局説明願います。

事務局 高農議第23号は、農地法第5条第1項の規定による許可申請審議で、1件ございます。  
(高農議第23号 1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長 申請番号1番について、事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■ 番 10月22日に小委員会で現地確認をしました。申請地の北側、西側、南側に擁壁を設置し、東側には道路が面しており、その面まで舗装でなく碎石で盛土を

する計画です。私が現地を見て気になったことは、雨が降った時の排水が東側の道路でなく、造成地の駐車場の方へ入ってくるのではないかと感じました。そこで、私は知り合いの方と会い、業者からどんな説明を受けているのか聞きました。すると土地の周囲に擁壁を作り、排水は東側に流すという簡単な説明しか受けてなかったので、業者に再度確認した方が良いとアドバイスをしました。排水について、少し懸念すべき点がある案件ではありますが、概ね問題はありません。

その他については、事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。

議長 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■番 農会や水利の同意書は添付してありますか。

事務局 添付してあります。ただ、水利については、申請地が水路に接続していないため、関係ないとした上で周囲との調和を乱さないよう指示をし、同意されています。

■番 先程、■番委員が説明された隣接者の同意はありますか。

事務局 あります。

議長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第23号申請番号1番は承認されました。よって、許可相当の意見書を添付して、県に進達することに決定します。続きまして、報告第29号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第29号は農地法第3条の3第1項の規定による届出で、4件ございます。

(報告第29号 1～4番を読み上げる)

議長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議 長 続きます、報告第30号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第30号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、3件ございます。  
(報告第30号 1～3番を読み上げる)

議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議 長 続きます、報告第31号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第31号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、8件ございます。  
(報告第31号 1～8番を読み上げる)

議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議 長 続きます、報告第32号「農地の使用貸借の解約通知のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第32号は農地の使用貸借の解約通知のことで、2件ございます。  
(報告第32号 1～2番を読み上げる)

議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

各委員 なし

議 長 以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時55分

議事録署名委員

松本 慶一 委員

芦谷 博務 委員

